

# 社会福祉法人福生会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年12月1日～令和12年11月30日までの5年間

## 2. 内 容

### 《 目 標 1 》

・計画期間内に育児休業等の取得率を次の水準以上にする

女性職員・・・80%以上

男性職員・・・50%以上

### 《 対 策 》

- 令和7年12月～ 制度内容についてのリーフレットや関連する書面等のファイリングをして、申し出があれば職員がいつでも閲覧可能な状態にする。

### 《 目 標 2 》

・フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を月2時間未満で維持していく。

### 《 対 策 》

- 令和7年12月～ 月平均残業時間が2時間を超える事業所が発生した場合、問題点を検討し、速やかに改善するよう努める。